

中小企業の皆さんへ
 < 中小企業向け融資制度 >

最近の金融経済情勢に鑑み、「和歌山県中小企業融資制度」の貸出金利を下記のとおり改定しますのでお知らせします。

◆実施日：平成21年 **10月1日(木)**から

◆貸出金利改定表

資金・融資枠		改定前(9月末まで)	改定後(10月～)	改定率
振興対策資金	一般	金融機関所定 上限年3.3%固定	同左	
	組合・環境	年2.40%以内	年2.10%以内	△0.30%
	アスベスト	年1.20%以内	同左	
短期決済資金	一般	年1.70%以内	同左	
	流動資産	年1.50%以内	同左	
経営支援資金	一般	年1.60%以内	年1.50%以内	△0.10%
	セーフティ第1～6号	年1.40%以内	年1.30%以内	△0.10%
	セーフティ第7・8号	年1.60%以内	年1.50%以内	△0.10%
小企業応援資金	一般・組合	年1.60%以内	年1.50%以内	△0.10%
	小口・特小	年1.40%以内	年1.30%以内	△0.10%
新規開業資金	創業	年2.20%以内	年1.90%以内	△0.30%
	再挑戦	年2.10%以内	年1.80%以内	△0.30%
資金繰り安定資金	借換・再生	年2.70%以内	年2.40%以内	△0.30%
	(県制度以外の協会保証付き資金を含む場合)	(年3.20%以内)	(年2.90%以内)	△0.30%
	緊急対策	年2.40%以内	年2.20%以内	△0.20%
	(県制度以外の協会保証付き資金を含む場合)	(年2.90%以内)	(年2.70%以内)	△0.20%
成長サポート資金	一般・認証	年2.10%以内	年1.80%以内	△0.30%

(注)いずれも和歌山県信用保証協会の保証が必要

<お問い合わせ先>
 和歌山県 商工振興課 金融班
 〒640-8585
 和歌山市小松原通1-1
 TEL 073-441-2744
 FAX 073-422-1529